

県立学校の臨時休校中における登校日の設定について（案）

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策については、本年度、県内の感染者数の急増や国の緊急事態宣言等を踏まえ、5月31日までの臨時休校措置を実施しているところである。

一方、国の「学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会」による提言（文部科学省：令和2年5月1日）において、臨時休校の長期化に伴い、児童生徒等の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生ずることが懸念されること、また、社会全体が長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないとの認識に立ち、その上で子どもの健やかな学びを保障するということの両立を図る必要があるとされている。

また、「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」（令和2年5月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知）において、感染症対策を徹底した上で、分散登校を行う日を設けることにより、段階的に学校教育活動を再開し、全ての児童生徒等が学校において教育を受けられるようにしていくことが重要とされている。

このため、県内における直近の感染状況などを踏まえ、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しながら、児童生徒等の学びを保障していく観点から、臨時休校中に登校日を設定することなどにより、段階的に実施可能な教育活動を再開するものとする。

なお、再開にあたっては、随時、生徒の学習状況等の確認など適切な評価を行いながら取り組むこととし、その際、進学や就職を控えた3年生、及び高校等での学校生活に関するガイダンスが必要な新1年生には特に配慮して行うものとする。

1 県立高校の取扱い

- ① 学校の実情等に応じて、5月18日（月）以降において、登校日を設定することを認める。
- ② 登校日の設定にあたっては、第1週（5月18日（月）～22日（金））は各学年を1、2回登校させ、ホームルームにおいて学習の進捗や生活の状況を確認すること、第2週（5月25日（月）～29日（金））は各教科の学習指導を実施することを基本として組立てるものとする。

その際には、別紙で示した分散登校のパターン例も参照して、各校の実情に応じて分散登校を工夫すること。

なお、通学については、公共交通機関をやむを得ず利用する場合には、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を行うこと。

- ③ 登校の際には、十分な感染症対策を行うほか、必要に応じて学級を複数のグループに分けた上で使用していない教室を活用するなど、可能な限り生徒の座席の間に身体的距離（概ね1～2メートル）を確保し、対面とならない形で教育活動を行うこと。
- ④ 各教科における実技（家庭科・音楽・体育等）や職業系科目の実習については、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高いものは、当面見合わせることにし、指導順序を変更するなど適切に対応すること。
- ⑤ 部活動など、生徒が密集して長時間活動するものについては、引き続き休止することとする。
- ⑥ やむを得ず欠席する生徒については、個別にプリントやICTを活用した家庭学習を課すことなどにより、不利益に取り扱われることのないよう配慮すること。

2 特別支援学校の取扱い

- ① 障害等に応じた個々の対応等のために一定の準備期間を要するため、5月25日（月）以降において登校日を設定する。
- ② 家庭等の事情により、やむを得ず自宅待機等が困難な児童生徒等については、引き続き学校において自主学習を行うことを可能とする。
- ③ 上記1の県立高校の取扱いの③、④、⑤、⑥については、各学校において適切に対応すること。

3 その他

5月31日（日）までとしている臨時休校の取扱いについては、今後の県内における感染状況や全国の状況等を踏まえて、変更することもあり得ることを念頭において取り組みを進めること。

分散登校（パターン例）

（１）高校

①学年別

	月	火	水	木	金
第 1 週目	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22
午前(10:00~11:30)	1年生 奇数組	3年生 奇数組	2年生 奇数組	1年生 偶数組	3年生 偶数組
午後(13:30~15:00)	1年生 偶数組	3年生 偶数組	2年生 偶数組	1年生 奇数組	3年生 奇数組
第 2 週目	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29
午前(9:00~12:00)	3年生	3年生	3年生	3年生	3年生
午後(13:00~16:00)	1年生	2年生	1年生	2年生	1年生

②学科別

	月	火	水	木	金
第 1 週目	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22
午前(10:00~11:30)	1年生 奇数組	3年生 奇数組	2年生 奇数組	1年生 偶数組	3年生 偶数組
午後(13:30~15:00)	1年生 偶数組	3年生 偶数組	2年生 偶数組	1年生 奇数組	3年生 奇数組
第 2 週目	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29
午前(9:00~12:00)	A学科	C学科	B学科	A学科	C学科
午後(13:00~16:00)	B学科	A学科	C学科	B学科	A学科

（その他の工夫例）

3密（密閉・密集・密接）を避ける観点から、以下の事項に配慮すること。

- ・手洗い時間等の確保のため、授業開始時間をクラス別に設定すること。

（例）奇数組 9:00~9:50 10:00~10:50

偶数組 9:10~10:00 10:10~11:00

- ・授業を実施するクラスを各フロアで分散させること。

（例）奇数組 1階の教室

偶数組 2階の教室

- ・近隣の学校や路線沿線の学校と登校・下校時間を調整すること。

- ・昼食を持参した生徒には、広いスペースを提供し、感染防止に努めること。

（２）特別支援学校

幼児児童生徒を3つのグループに分けて登校することを基本とし、幼児児童生徒数等の各学校の状況に応じて、2~5のグループに分けて登校する。

月	火	水	木	金
グループ③	グループ①	グループ②	グループ③	グループ①
自主学習				

グループ① 幼稚部年少+小学部1・2年+中学部1年+高等部1年

グループ② 幼稚部年中+小学部3・4年+中学部2年+高等部2年

グループ③ 幼稚部年長+小学部5・6年+中学部3年+高等部3年

①学級を2つのグループ、時間帯により分けた場合の例

	月		火	
	Aグループ	Bグループ	Aグループ	Bグループ
午前	教室での指導	家庭学習	家庭学習	教室での指導
昼食・登下校	昼食	登校	登校	昼食
	下校	昼食	昼食	下校
午後	家庭学習	教室での指導	教室での指導	家庭学習

②学年の中で学級ごとに登校曜日を分けた場合の例
(例えば1つの学級の児童生徒が2教室ずつ使用する場合)

月	火	水	木	金	土
1組・2組	3組・4組	1組・2組	3組・4組	1組・2組	3組・4組
登校日	家庭学習	家庭学習	登校日	登校日	家庭学習
家庭学習	登校日	登校日	家庭学習	家庭学習	登校日
登校日	家庭学習	家庭学習	登校日	登校日	家庭学習
家庭学習	登校日	登校日	家庭学習	家庭学習	登校日

③学年ごとに登校曜日を分けた場合の例

	月	火	水	木	金
1年生	家庭学習	登校日	家庭学習	登校日	家庭学習
2年生	登校日	家庭学習	家庭学習	家庭学習	家庭学習
3年生	家庭学習	登校日	家庭学習	家庭学習	家庭学習
4年生	家庭学習	家庭学習	登校日	家庭学習	家庭学習
5年生	家庭学習	家庭学習	家庭学習	登校日	家庭学習
6年生	登校日	家庭学習	登校日	家庭学習	登校日

※登校日の実施に当たっては、空教室を使用するなど可能な限り身体的距離を確保